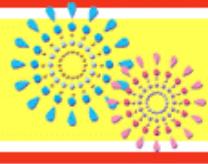


正しく使って楽しい花火



がん具煙火(おもちゃ花火)は、子供が遊ぶことを前提とし安全を第一として、火薬類取締法や安全基準などで厳しく規制して製造されていますが、なんと言っても火薬が使用されていることを決して忘れてはいけません。

どんな小さなおもちゃ花火でも細心の注意をはらって、事故や火災のないよう心がけたいものです。

花火の取扱について(花火取扱販売店、物流業者向)

- ① 亂暴な取扱は禁物です。「投げるな」「引きずるな」「摩擦させるな」「のるな」を守りましょう。
- ② 花火の特注、使用方法(警告、注意)安全など確かめて仕入しましょう。
- ③ 店頭陳列については次の事に注意してください。
 - 店頭に多くの花火を陳列する事は危険です。又保管には、防火、盗難防止に心がけましょう。
 - 陳列場所や保管場所には必ず「火気厳禁」「禁煙」の表示を目に付くところに表示し、消火器や水を用意しましょう。
 - 花火に裸電球を近付けたり、直射日光が当たらない様に、日除けや防炎シートを準備しましょう。
 - 陳列場所の近くや店頭では火気の使用や花火の燃焼テストは絶対しない様にしてください。

花火を販売する時の注意(花火取扱販売店向)

- ① 次の事項を注意して販売して下さい。
 - 花火や台紙等に書いてある使用方法(警告・注意)を良く読んでから正しく遊ぶ事。
 - 必ずバケツ等に水を一杯以上用意し大人と一緒に遊ぶ事。
 - 花火をした後は必ず後片付けをする事。
 - 夜遅くの花火は他人に迷惑になるのでやめる事。
 - 子供一人だけの時には売らないで、必ず付き添いの大人の人に一緒に遊ぶ様説明する事。
 - 乱玉(連発)を使用する時は、絶対に手に持たない様に警告してください。
 - 爆竹を分解したり作りかえる等の贋造行為やロケットの水平打ち等の危険行為は重大事故につながる為、絶対してはいけない事を警告してください。
- ② 悪用されない様に注意しましょう。

音物、ロケット・煙幕・噴出等の花火を一度に大量に購入されるお客様の場合は、使用目的を確かめ住所氏名を記録し、服装・言動等に不審な点があれば、最寄りの交番等に連絡しましょう。
- ③ 万一、花火について消費者より苦情、事故などの通報があった時は、迅速かつ誠意ある対応が必要です。

花火事故の場合は、事故発生年月日・時間・場所・発生時の状況・被害の程度・花火の種類・品名・氏名・年齢・住所・電話(お子様の場合は保護者の氏名)等を正確に聴取し購入先に迅速にご連絡ください。原因となった花火は必ず保管してください。
- ④ バーコード番号表示のない物は、バーコードを取得していません。